

岩見沢市地域公共交通活性化協議会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき設置される岩見沢市地域公共交通活性化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行う。

（組織）

第3条 専門部会は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）委員のうち、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、協議会会長が認める場合、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を専門部会委員とすることを妨げない。

2 協議会会長が意見聴取などの必要性を認める場合は、専門部会委員以外の者を出席させることができる。

（会長）

第4条 専門部会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、協議会会長が定める。

（事務局）

第6条 専門部会の業務を処理するための事務局は、規約第17条に規定する事務局とする。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用し、支給する。

（補足）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

別表

協議会規約 第4条に定める区分	所属組織・団体
地域公共交通の利用者	岩見沢市町会連合会
	岩見沢市老人クラブ連合会
	岩見沢市P T A連合会
	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議
	北村地域審議会
	栗沢地域審議会
学識経験者	北海道大学大学院工学研究院
その他市長が必要と認める者	岩見沢市中心市街地活性化協議会
	一般社団法人 岩見沢市観光協会

【 参 考 】

岩見沢市地域公共交通活性化協議会 専門部会（案）について

1 構成員

「学識経験者」と、「地域公共交通の利用者」及び「その他市長が認める者」の委員の方から、主として利用者側からの意見・提案による検討を実施することを念頭に、専門部会の構成員を選出させていただいております。

「公共交通事業者」等、専門部会委員以外の方のご意見を伺いたい場合、オブザーバーとして専門部会へのご参加をお願いする場合があります。

2 調査・検討内容

生活交通ビジョンに定めました基本方針及び施策内容について、調査・分析等をもとに具体的な検討を行います。

- 基本方針1 …コンパクトな都市を形成する公共交通網の再構築
- 基本方針2 …地域特性を考慮した効率的で持続可能な公共交通体系の構築
- 基本方針3 …市民生活の質の向上に資するバスサービスの提供
- 基本方針4 …バス交通の利用促進策の展開
- その他必要な事項

専門部会での検討の内容や提案について取りまとめ、協議会へ報告します。

岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（所掌事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- （1）持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みに関すること。
- （2）形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （3）形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（専門部会）

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（事務局）

第17条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、岩見沢市企画財政部企画室に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。